

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 8 月 会 議

議 事 日 程

平成 2 7 年 8 月 2 1 日 (金 曜 日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 諸般の報告について

日程第 3 行政報告について

日程第 4 議案第 1 1 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 4 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	岡 崎	訓 君	2 番	越 前 谷	邦 夫 君
3 番	五 十 嵐 篤	雄 君	4 番	高 臣	陽 太 君
5 番	千 葉	薫 君	6 番	立 野	広 志 君
7 番	小 松	晃 君	8 番	沼 田	松 夫 君
9 番	板 垣 正	人 君	1 0 番	七 戸	輝 彦 君
1 1 番	篠 原	功 君	1 2 番	大 西	智 君
1 3 番	下 道 英	明 君	1 4 番	佐 々 木	良 一 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 税 務 財政課長	遠 藤 秀 男 君	経済部長	伊 藤 里 志 君
洞爺総合 支所長兼 庶務課長	大 西 康 典 君	総務部次 長 兼 住民課長	澤 登 勝 義 君

総務課長	毛 利 敏 夫 君	企画防災課長	鈴 木 清 隆 君
観光振興課長 兼洞爺湖温泉支所長	佐 々 木 清 志 君	建設課長	八 反 田 稔 君
教 育 長	綱 嶋 勉 君	管理課長 兼学校給食センター長	天 野 英 樹 君
社会教育課長	永 井 宗 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 久 志	議 事 係	平 間 義 陸
庶 務 係	阿 部 は る か		

開議の宣告

- 議長（佐々木良一君） おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成27年 8 月会議を開会いたします。

現在の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 1 0 時 0 0 分）

会議録署名議員の指名について

- 議長（佐々木良一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、9 番、板垣議員、10番、七戸議員を指名いたします。

諸般の報告について

- 議長（佐々木良一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

小松委員長。

- 議会運営委員会委員長（小松 晃君） おはようございます。

議会運営委員会の報告について、読み上げて報告をします。

所管事務調査報告書。平成27年 8 月21日。洞爺湖町議会議長佐々木良一様。議会運営委員会委員長小松晃。

本委員会は、所管事務のため委員会を開催しましたので、その結果を報告します。

記。

1、調査事項、洞爺湖町議会平成27年 8 月会議の運営について。

2、調査日、平成27年 8 月18日（火）。

3、出席委員、私、岡崎副委員長、越前谷委員、五十嵐委員、七戸委員、大西委員。

委員外からは、佐々木議長に出席を得ております。

説明員は、八木橋副町長です。

結果、地方自治法第102条の 2 第 7 項に基づく洞爺湖町議会平成27年 8 月会議の開議請求に伴い、本委員会を開催し議会運営のための所要の協議を行い、その結果は次のとおりであります。

会議期間については、8 月21日、1 日間。

議事日程については、8 月21日、本会議。

以上でございます。

- 議長（佐々木良一君） これで、諸般の報告を終わります。会議の審議日数は、本日 1 日を

予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

行政報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成27年8月21日、洞爺湖町議会平成27年8月会議に町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、寄附についてでございます。

このたび、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うよう、ありがたく受納いたしました。

一つ目に、金員の寄附でございまして、個人181件でございまして、322万1,000円でございます。

二つ目に、物品の寄附として、洞爺湖町入江163番地24、洞爺湖町建設協会会長加藤恵蔵氏、ベンチ1基でございます。

二つ目に、洞爺湖町総合教育会議の開催についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育大綱の策定及び後総合教育会議の設置が義務づけられたことにより、去る7月27日に第1回洞爺湖町総合教育会議を開催いたしました。

会議には、町長並びに教育委員会委員が出席し、洞爺湖町総合教育会議設置要綱案について審議を行い、会議の所掌事務、構成員や事務局など会議の運営に必要な事項を決定いたしました。

また、洞爺湖町教育大綱については、本町の教育、学術及び文化の振興に関して、総合的な施策方針を定めることとし、まちづくり総合計画の目標である「人が輝き文化が香る生涯学習のまちづくり」を基本目標に掲げ、さらに、基本方針として、社会で生きる実践的な力の育成、として豊かな心と健やかな体の育成、として信頼される学校づくりの推進、

として地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進、として生涯学習社会の推進の五つの方針を定めた洞爺湖町教育大綱を策定いたしました。

本大綱の計画期間については、まちづくり総合計画や洞爺湖町教育目標ビジョンの総合性を図ることから、平成27年度から2カ年の計画として、洞爺湖町の子どもたちが人間性豊かに学び育つことができ、全ての世代が生涯学習を通じ、みずから学び、学んだ成果を地域で生かしていけるような施策を進めてまいります。

三つ目として、サッカー場の整備についてでございます。

スポーツ観光の振興を目的としたサッカー場整備計画につきましては、昨年3月6日に町議会運動公園調査検討特別委員会からいただいた調査報告を踏まえ、改めて洞爺湖町まちづ

くり総合計画の重点的取り組みとして定めた交流人口の拡大や観光振興のための集客、施設の整備のため、庁舎内プロジェクトチームを改めて設置し、経済効果、整備費用、財源及び運営方法等、さまざまな角度から検討を進めてまいりました。

このほど、関係団体等のご要望、地域の皆様のご意見及び北海道フットボールクラブや関係者等からのアドバイスを踏まえ、地域活性化につながるサッカー場を整備することが必要との方向性を決定し、整備財源確保の観点から、早期に事業に着手をすべきという判断に至りました。

整備地につきましては、旧月浦小学校校舎敷地及びグラウンドを予定しており、洞爺湖を一望でき、近隣関連施設との連携においても絶好の場所と考えております。

議員各位や地域の皆様のご理解をいただきながら事業を進めていきたいと存じておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、実施計画に係る補正予算を本会議に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

四つ目に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況につきまして、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

○教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目でございます。

平成26年度洞爺湖町学校給食会計決算についてでございます。

平成26年度洞爺湖町学校給食（私）会計決算が学校給食運営委員会において承認されましたので、報告いたします。

虻田給食センター分でございます。

収入総額2,904万8,649円、うち、給食費2,903万3,465円、収納率100%。支出総額2,904万2,130円、差引額6,519円、次年度への繰り越しを行いました。

洞爺給食センター分でございます。

収入総額871万441円、うち、給食費870万4,090円、収納率100%でございます。支出総額870万6,182円、差引額4,259円、こちらも次年度に繰り越しを行いました。

なお、平成27年度の給食費は、消費税率の10%への引き上げが1年半延期されたことから、昨年度と同額の小学生245円、中学生285円、高校生300円で運営しています。しかし、最近の食材の価格高騰で給食会計の運営は大変厳しい状況です。このため、給食費の改定について運営委員会で今後検討してまいります。

二つ目は、ＴＯＹＡＫＯスタテテストの実施についてでございます。

洞爺湖町教育改善推進委員会の提言に基づき、各校の教員が委員となっている洞爺湖町スタンダード１０研修委員会では、学力向上の取り組みの一環として、町内小・中学校が一斉に共通問題に取り組むＴＯＹＡＫＯスタテテストを初めて実施することとしました。

今年度、夏は国語の漢字問題等、小学校につきましては８月２０日、中学生につきましては８月２１日、冬は算数、数学の計算問題等を、小学生については１月２１日、中学生は１月１５日に実施します。同問題は、事前に出題範囲の問題を提示し、子どもたちが長期休業中に家庭学習に取り組めるようになっており、やればできるという実感を味わい、家庭学習の習慣化につなげる狙いもあります。

教育委員会といたしましては、今後も洞爺湖町スタンダード１０研修委員会のＴＯＹＡＫＯスタテテストの実施や、学力向上の取り組みを支援し、より一層、町内の子どもの学力向上を図ってまいります。

次に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況については、次のとおり報告をいたします。

なお、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木良一君） 日程第４、議案第１１号平成２７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案利用の説明を求めます。

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 議案第１１号平成２７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第３号）でございます。

平成２７年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４,１７５万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７５億５,９３９万３,０００円とするものでございます。

第２条の地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の３ページでございます。

まず、歳入でございます。

１５款道支出金、２項道補助金、７目商工費道補助金でございます。４３５万円の増額でございまして、国立公園内の公園利用施設の改修に対する補助金でございまして、財田地区自然観察道及び洞爺湖温泉地区公衆トイレ１カ所の改修に対する補助内示により計上するもので

ございます。

次に、21款町債、1項町債、5目教育債でございます。1,440万円の増額でございます。虻田中学校グラウンドフェンス設置工事について、起債により財源措置をするものでございます。

次に、8目商工債でございます。2,300万円の増額でございます。サッカー場整備事業実施設計及び校舎解体、樹木移設などの工事費について、起債により財源措置するものでございます。

なお、いずれの起債も旧合併特例事業債を予定しているところでございます。

次のページの歳出でございます。

7款商工費、2項観光費、2目観光施設管理費でございます。3,513万円の増額でございます。13節委託料につきましては、サッカー場整備に係る用地測量、敷地造成、実施設計委託費を計上、15節工事請負費につきましては、校舎解体、樹木移設などの工事費2,000万円、財田地区自然観察道の改修費423万円、洞爺湖温泉湖畔公衆トイレ改修費490万円の計上でございます。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費でございます。1,516万7,000円の増額でございます。虻田中学校グラウンドフェンス設置工事費の計上でございます。高さ3メートル、延長313.5メートルのフェンスを新設、また、延長40.25メートルの既設フェンスネット張りかえを施工するものでございます。

13款予備費でございます。854万7,000円の減額でございます。

以上でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 財田地区の遊歩道の改修の件とサッカー場の整備事業の2点についてです。それぞれの事業については別に反対する立場ではございませんけれども、確認をしておきたいこと、それから、お願いしておきたいこと等、数点ずつございますので、伺いたいと思います。

まず、財田地区の遊歩道の改修に関しては、この図面を見ますと、キャンプ場に隣接した遊歩道を対象にしておりますけれども、どんな損傷状態なのか、どんな状況なので修理が必要だということなのか、どんな状況なのかをまず教えていただきたいと思います。

たしか、あの遊歩道は、ウッドチップで、足に優しい形でつくられた歩道だと思ったのですが、同じような工法で改修をされるのかどうか。

それから、この遊歩道は、道道を挟んで、実は親水公園のほうにまで遊歩道が続いておるのですけれども、そちらのほうの状況が把握されていて、そちらは大丈夫なので今回は改修

の対象にしていらないのか、それとも、予算上、次回に持ち越しているのか、その辺のところをお伺いしたい。

それから、サッカー場の整備については、当然、なされていると思いますが、これも確認ということでございますけれども、洞爺湖の湖畔に面していて、国立公園内の敷地でございますので、当然、木の伐採だとか照明設備等については、民間ですといろいろな環境省の規制や何かがあってなかなかできない部分が多いのですが、当然でしょうが、まず、これはクリアされているかどうかの確認です。

それから、先ほどの行政報告にもありましたけれども、今回の予算については、解体と整備等なので、これからのことになるかもしれませんが、結局、実際に、これは来年度にあれになるのかもしれませんが、シャワールームだとか、ロッカールームとか、いろいろなものが出てくるのでしょうかけれども、その辺について、まだ決定ではないのでしょうかけれども、見込まれるものが今時点でわかっているのであれば、その管理方法、NPOか何かをお願いするのかわかりませんが、指定管理か何かを使われるのか知りませんが、管理の仕方も含めてお聞かせいただきたいということです。

もう一点は、洞爺湖温泉の観光振興にとって一つのメニューができればいいわけですので、そのことについては、何ら問題がありませんし、いいことかなと思っているのですが、逆に、月浦地区の、これは全体協議会のときにもちょっとお話ししたのですが、月浦地区の振興の観点がちょっと欠落しているのかなと。だから、あの地域にとって、将来、どういう役割を果たすというか、どういう月浦地区の振興を考えてのサッカー場建設なのかというのがちょっと見えていない部分がございますので、地域の理解をもらっているでしょうし、要望もいただいているということでございますが、隣接するグリーンステイのキャンプ場だとか森林公園などもありますので、この辺を含めたあの地域の新しい地域づくりと言うのでしょうか、その辺の構想について、ないのであれば考えていただきたいのですけれども、もしあるのであれば、その辺もお伺いしたいと思います。

たくさん言ってしまいましたけれども、それぞれお願いいたします。

- 議長（佐々木良一君） 洞爺総合支所長。
- 洞爺総合支所長（大西康典君） ただいまのご質問の財田自然観察道の関係についてお答えをさせていただきます。

財田自然観察道につきましては、財田キャンプ場の湖畔沿いに、約1.8キロメートルの水辺の森の小径ということで整備をさせていただいております。

木漏れ日の下で自然を満喫できるエリアとして、訪れる方々、また住民の方々に親しまれているところでございます。

この散策道につきましては、平成10年度に整備をいたしまして、17年ほどたっているわけでございますけれども、ご質問の1点目の損傷の状況でございますが、これにつきましては、その1.8メートルのうちの1.5キロメートルの部分で、特に著しく傷んでいるということ

で、剝離をしているとか、陥没をしている、または、大きな破損が見られるという部分につきまして、100メートルの部分について今回は補修をさせていただくということで考えております。

それから、2点目の工法の関係でございます。

これにつきましては、当然、ウッドチップという工法になってございますので、それと同じ工法で整備をしたい、補修をしたいというふうに考えております。

それから、道道の上の親水公園につながる遊歩道等の関係でございます。これにつきましても、点検をさせていただいておりますが、今回の事業につきましては、緊急的に、ひどく傷んでいるところを重点にさせていただきたいということで考えておりまして、上のほうにつきましては、見た限りではまだ大丈夫だろうというふうな判断をさせていただいております。

ちょっと補足させていただきますけれども、下の自然観察道につきましては、平成24年度から26年度の中で、木橋と観察護岸の補修を実施したところでございまして、今回は、舗装の部分、ウッドチップの遊歩道について補修をさせていただくということで考えております。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災町長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 月浦サッカー場の整備に伴う国立公園内の許可の部分になるかと思えます。

この部分につきましては、支笏洞爺国立公園内という中で、現在、環境省と協議をしているところでありまして、最終的には中央環境審議会の自然公園小委員会、年2回行われるところですが、こちらのほうに、月浦地区の運動公園の整備という形の中で、今、申請を行っておりまして、当然、樹木の伐採等もその中で許可をいただいて、整備をしていく形になっております。

また、2番目のシャワールーム、ロッカールームのことでございます。

こちらのほうにつきましては、洞爺湖温泉小学校のところにございます地域連携施設の奥のほうに、シャワーブース2カ所、また更衣室が1カ所ございます。こちらと手前の会議室を活用して、サッカーが行われる場合は着がえ等を行っていくような形で準備をしていきたいと思っております。

また、管理の方法であります。これに関しましては、完成までに条例等をしっかり整備していかなければいけないところでありますけれども、その部分に関しては、指定管理者制度を設ける中で、行政だけでなく、民間の力を得て指定管理をしていくという方法を私どもはとっておりまして、その中で環境の整備をとり行っていく考えでございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員、よろしいですか。（発言する者あり）

八木橋副町長。

○副町長（八木橋 隆君） 月浦地区の振興という観点からのご質問でございます。

月浦地区につきましては、洞爺湖町の都市計画マスタープランでそれぞれ土地利用計画が

定められております。現在、まちづくり総合計画についても、2期目のちょうど境目になっております。ですから、今回の運動場の整備につきましては、公園計画でも既に決まっている、運動場を整備してもよろしいですという地域でありますので、それは、今回のこととは別にしまして、今後、月浦地区をどういうふうに振興を図っていくのか、どういうふうな土地利用をしていくのかというのは、さまざまな外的要因も、農業振興地域に含まれているということもありますし、そこら辺の状況も現時点では変わってきているという方向もありますので、それは、今後しっかり、地域の方々、または議会、まちづくり総合計画の審議会等々と議論をしながら、積極的に取り組んでいくということに尽きるのかなというふうに現時点では考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） ほかに質疑ございませんか。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） それでは、何点か質疑をしたいのですが、私が質疑をするのは、特にサッカー場整備にかかわる町の検討してきた内容、それから、今後のことについてお聞きしたいと思います。

今回、補正で上がっている予算というのは、あくまでも用地測量であったり、実施設計であったり、あるいは旧月浦小学校の解体費用だということなので、実質的なサッカー場そのものの整備にはなっていないのですが、ただ、その目的としては、今後の、来年度のサッカー場整備に向けた下準備ということでもありますし、そのために学校も解体するということですから、今回出された補正予算を認めるかどうかというのは、すなわち、サッカー場整備を認めるかどうかということにつながるだろうということもありまして、お聞きしたいと思うわけです。

町長が先ほど行政報告の中で述べられておりましたけれども、昨年の3月に、議会の特別委員会が最終報告をした際に、当初、町が提案した場所でのサッカー場整備については否だという結論を出しました。その否とした理由というのは、場所の問題というだけではなくて、サッカー場整備そのものが町の経済なり、あるいは地域の振興にどう結びついていくのかということについてのしっかりとした根拠が説明されていないというようなことなどを含めて検討が不十分だということから、否という結論に至ったと私は認識しています。

それから1年と5カ月ぐらいたちました。その間に、町ではいろいろと内部での検討を行ったということで、町長が先ほど行政報告の中でも言われましたけれども、経済効果であったり、あるいは、地域にとってどういう役割を果たしていくのか、運営方法はどうかということ、種々、さまざまな角度から検討したと、そんなふうに述べられている。それで、実は、7月にいただいた議員協議会で示された洞爺湖町サッカー場整備検討報告書、これを初めて私などは7月に見せていただいたのですね。この報告書ができたのは3月なのです。それから4カ月もたって、間に選挙もあって、そういうこともあって難しかったのかもしれませんが、いずれにしても、7月でようやく議会側にその内容が報告された。

それを見て、これは本当に経済効果を含めてちゃんとやっているのかなといういろいろな疑問があるので、その点で幾つか確認も含めて質問させていただきたいと思います。

一つは、まず、整備の目的です。整備の目的が、サッカー大会やスポーツ合宿などを積極的に誘致して、洞爺湖温泉の宿泊客増を図るため、人工芝サッカー場を整備するというふうになっています。つまり、このサッカー場をつくる目的というのは、洞爺湖温泉の宿泊客増を主として高めていくと、そういう意味での経済効果を図りたい、こういう目的なのだろうと思うのですが、そうすると、この整備によって最も受益を受けるのは、そういう宿泊施設の事業者であったり、あるいは、食事などを提供する仕出しに関係する事業者なのかなというふうにまず思ったのですが、そのとおりなのかどうかということです。

ただ、それによっても、実際にこのサッカー場を使用する場合の使用収入であったり、あるいは、宿泊や弁当などを含めた地域に対する経済効果がどのくらいあるのかということについての見込みが全然ないのです。実績はあるのですよ。NPO法人がワンストップサポートとしてこれまでやってきた実績は書いてある。しかし、今度は人工芝になって町が管理すると、そうしたら、それ以上の効果が上がるであろうというふうにしか書いていなくて、実際には具体的な使用料がどのくらい入ってくるのか、宿泊や弁当などの経済効果を含めてどのくらいあるのかというのがちょっと明記されていないなど。

例えば、利用者の見込みを4,200人にしているのですよ。4,200人というのは、何を根拠にしているのかと思いましたが、伊達では2万4,000人で、その半分の1万2,000人が市外から来る人たちで、洞爺湖町の場合は優位性を踏まえた見込み数で4,200人にしたという感じなのです。4,200人の見込みの根拠がここでははっきりしないのです。

まず、利用者数の見込みが曖昧だということと、整備費用や財源の関係で私は疑問を感じたのですが、来年度以降から、今回はサッカーくじの話もありましたけれども、今年度、約3,000万円、測量造成の実施設計、起債で2,850万円、一般財源で150万円というふうになっています。来年度では、トータルにすると、2億963万円ということで、起債が1億3,400万円、t o t oで6,800万円、一般財源で710万円となっているのです。t o t oの財源というのは、6,800万円とすごく多いのですよ。私は、ネットで調べてみたのです。t o t oの財源を利用してサッカー場整備で全国でどのくらいの助成を受けているのか。6,800万円というのは余りないですね。大体、いいところ2,000万円、3,000万円ぐらい。限度額がこれだけですという話で、限度額をつけたのかもしれませんが、こういう財源の見通しというのも、t o t o自体の申請はこれからですよ。そうすると、申請して、本当にそれが採用されるかどうかというのはまたわからない話です。そうすると、これが採用されなかったらどうするのだということも含めて、財源の見通しが非常に曖昧なような気がするのですが、その点についても伺っておきたいと思います。

それから、プロポーザル方式による契約ですが、これによって、公共入札に比べて1億円減額になると書いてあるのですよ。プロポーザルというのはそんなに減額になるのですか。プロポーザルとはどういうものかというのは、私もこれで調べてみました。そうしたら、価

格が低いということが特徴ではなくて、質のいい工事をしてもらうためのものなのですね。ですから、当然、根拠となる積算根拠が明確ではないということはあるかもしれませんが、それにしても、1億円も減額になると。それも、細分化して費用が書いてあるのです。一体これは何を根拠にしてつくったのかなと。この辺の財源の見通しもほとんど説明になっていないのですね。ただ、記入しているだけで、よくわからないです。これだけでは説明が不十分だと私は思います。

そして、プロポーザルを実施する場合、多くの市町村では、プロポーザル実施要綱をつくっているのです。公平性、透明性を図るためにです。では、これをこれからつくる予定なのかということも実はあわせてお伺いしたいと思うのです。

いずれにしても、サッカー場の整備は、大変夢のあるいい話だと思いますけれども、ただ、つくってはいいいが、実際にかかる費用、ランニングコストを考えると、町が持ち出す費用はかなりふえるだろうと思います。例えば、芝生だって、10年間たてば張りかえなくてはいけない。張りかえるのに7,000万円からかかると地域住民の説明があったではないですか。そうすると、年間700万円の収益を上げていかないと、その芝生の入れかえだってできないですよ。そして、その上、毎月、毎年の維持管理がかかるのです、人件費も含めて。それだけの収益がこのサッカー場から得られるのですか。

そのことを考えたときに、結局、特定の経済波及効果はあるけれども、その穴埋めは町がやるのかというふうになってしまうのですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのですか。

- 議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。
- 企画防災課長（鈴木清隆君） 検討時点での目的の部分でございます。議員がお話ししているところは、サッカー場が整備できた後の部分だと思います。目的のところに関しては、中には宿泊ゾーンにつながる、また、観光客だけではなく、スポーツをプレーする人が町内に来られるという部分でうたっているところであります。受益を受けるという部分におきましては、当然、宿泊になりましたら、ホテル、旅館にもなりますし、当然、昼食等の部分に関しましても、町内の仕出し業者さんの利益があると思います。それ以外にも、町の中で人が動くことによって一般小売店、特に、サッカーということで行きますと、現地で飲料水や氷をお店で購入するということが今は多いと聞いております。そうした中では、町全体の商業的なプラスは当然あるということは考えているところでございます。

また、経済効果の部分で出させていただいております4,200人という数字でありますけれども、これは、この間の全員協議会の中でもお話をさせていただいたところでありまして、地域の近隣のサッカー場の利用状況の中で、半分以上の方が道内から来られているという統計が出ています。

そうした中で、現在、町内において、サッカー等でスポーツに関して来られる方の8,400人という数値をベースにして、その半分以上が町外から来られるという目標の中でプラスさせていただいているところであります。そうした中で、人数を出している中で経済効果を出して

おります。

全員協議会の中でもお話しさせていただきましたけれども、単純に5カ年のサッカー等をプレーする方々を人数で割り返した1年間の利用人数と、今、ここで数字としてしっかり出ている部分では、にぎわいネットワークがやっておりますNPOのワンストップ事業に関しての金額が正確に出ておりますので、それを割り返した形で効果を出させていたいただいているところでございます。

最低で見積もっている中では、2,500万円という数字は出ていますけれども、これは、経済産業省の係数を持ち込みまして、波及効果という数字を出していきますと、宿泊、飲食店での金額が2,500万円であるならば、これに関連する事業効果としては、4,236万円の事業効果、経済効果が生まれると出ているところであります。

これは、全国一律の係数でありますので、洞爺湖町での経済効果にすっぱり当てはまるかどうかということはありませんけれども、参考としてはこの数値を使わせていただいているところであります。

もう一つは、財源のほうでございます。議員がおっしゃるt o t oの6,800万円の補助であります。

この部分に関しましては、4,000万円が人工芝の整備の部分で、あとの2,800万円につきましては、フェンスと照明での2,800万円ということで、満額でありますけれども、それを超える工事を今は計画しておりますので、その中で6,800万円という金額を出させていたいただいております。それを差し引いた中で、合併特例事業債を活用するという形での財源の見込みを立てているところであります。

これに関しましては、来春に平成28年度のt o t oの申請がありますけれども、その部分につきましても、今後準備をして、関係省庁ともこれから話し合いをしながら、しっかりとこの金額がとれるような準備をしていきたいと思っております。

また、プロポーザルについてでございます。プロポーザルにつきましては、当然、議員がおっしゃるとおり、こちらが求めているフィールド、サッカー場に対して、質のよいしっかりとした整備をしていただく中で、企業がその設計等を提案して、よいサッカー場を整備していただくという部分での手段になっています。金額ありきではないところでありますけれども、プロポーザルの試算した金額につきましては、前回はサッカー場の整備の中で、以前の整備計画の中でも参考にした金額等を基礎にしてやっているところでありまして、その中で大きく違うところは諸経費の部分です。一般管理費、現場管理費、こういう部分で、民間で行う場合によっては、その経費が低く見積もられているところでありまして、そうした中で、今出ている金額を出しているところでございます。

この部分に関して、実施要綱等に関しましては、今後、整備をしていく形にしております。

○議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 今、私がいろいろ質問したことで幾つか抜けているのですが、私は、

一番基本的なことで知りたいのは、このサッカー場をつくるのに、こうやって起債も起こし、あるいは、t o t o くじの財源も活用しということで、総額にすれば2億3,963万円だと。今回の補正額はこれに含まれていませんから、3億円を当然超えてしまう金額になるかと思います。

要は、それだけの費用をかけてサッカー場を整備したと。サッカー場を整備して、実際にサッカー場が利用される期間、日数というのはどのくらいなのか。これは、この前、月浦で住民説明会をやったときに私は聞かせていただいたのですが、その中でも説明してましたね。主に土・日の利用を考えています、それから、大体4月から12月ぐらいまでの期間を考えていますというふうに言うのですね。ですから、主に土・日の利用で、4月から12月までの期間の中で、実際に何日、このサッカー場が利用できるのか。それを利用することによってどのくらいの利用料が入ってくるのか。それを実際に管理運営する場合に、それは民間に委託しようと、何しようと、不足額は町が負担しなくてはいけないわけですから、そうすると、管理運営費にどのくらいの費用がかかるのか。そうすると、どのくらいの費用が赤字なのか、黒字なのか、これは毎年のつくった後の管理運営ですよ。そのほかに、つくるためにかかった費用、今回のような整備費用ですね。その整備費用はどこで捻出していくのか。これは町が出すのか、日常の利用の益金の中から返済していくのか、その辺の話が全然ないのですよ。仕様にもないです。それを出さないと、つくったはいいけれども、これは初めから赤字施設なのです、赤字の部分は町が補填します、利益だけは事業者に行きますと。こういうことだったら町民は納得できないと思うのですよ。そういうふうになっていませんかということを知っているのですが、どうですか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 以前、サッカー場問題については、議会のほうにもご提案し、当初、当町の入江地区のほうでということでご提案させていただいたわけですが、余りにも計画が無謀だった、これは深く反省しておりまして、さきの議会でも私のほうからおわびをしたところでございますが、その反省を踏まえて、ただいま行政報告でもさせていただきますけれども、経済効果あるいは整備費用、いろいろな財源調整、さらには、運営のほうも捉えながら、私どもの町に最小限の経費で最大限の効果を発揮できる物を何とか模索できないかということで、今までいろいろと整備検討をしてきたところでございます。

今、議員がおっしゃられるように、費用としては約2億5,000万円くらいかかる予定でございまして、当初提案していたものよりも相当圧縮されてきたのかなと。さらには、その場所の問題等々もございましたけれども、いわゆる洞爺地区、洞爺湖町本庁地区、温泉地区、これらを結ぶときに、ややもすると中央位置にある部分、冬期間、確かに雪の問題はございますけれども、それは何とか、冬期間は雪で使えないような状況が続くかと思っておりますけれども、何とか春から秋にかけて、近隣とも連携を図りながら、そういう施設ができないだろうかということで検討を加えてきたところでございます。

幸いにして、月浦地区が確かに国立公園地内ということもございますけれども、今、環境

省との協議をしている最中でございますが、今、担当から話を聞いている中では、かなり前向きに環境省のほうも考えていてくれているということで、何とかいけるのではないかと。問題はかかる経費でございますけれども、今、t o t oの宝くじを何とか受けてということで、文部科学省あるいはt o t oの宝くじ担当のほうとも協議をさせていただいております。まだ確定ではございませんけれども、申請前でございますが、何とか長年私どもは要望してきておりましたので、実際にこれになるときは、ぜひお願いをしたいということで、今もお願いを強くしているところでございまして、この財源確保の観点からも、早期に場所を選定し、あるいは、工事に着手したいというのが町側の考え方でございます。

そして、毎年そこにかかる維持管理等が当然出てまいります。行政報告でもさせていただきましても、北海道フットボール協会あるいは関係する方々のご意見を賜りまして、毎年、そこで収益が上がる使用料等々については、今の町の考え方でございますけれども、これを基金制度みたいなものを設けて、そして、そちらのほうに積み立てをする。ただ、何年後になるかわかりません、7年後になるのか、10年後になるのかわかりませんけれども、人工芝の張りかえという時期が来たときには、再度、そういうふうなスポーツ振興助成制度、こういうものにしっかりチャレンジをしていかなければならないというふうに思っております。

前段で申しました最少の財源で最大限の効果を発揮する、そのためには、知恵を出し合いながらそれらに対処していかなければならないというふうに考えているところでございまして、今現在、考えているのは、財源的にはそういうふうなことを考えているところでございます。

また、一番大事なことは、月浦地区の振興策ではないかなというふうに思います。

今論議されておりますが、宿泊、お弁当屋さん、あるいは飲食店だけがもうかるのではないということではなくて、一番は、やはり、月浦の振興策のことを含めながら論議をしていかなければならないのかなというふうにも思っております。この議会に提案する前に、既に何回か月浦の方々ともお話をさせていただいております。月浦の振興策は当然考えていかなければならない話でございまして、このサッカー場を利用して、今、グリーンスティール湖もございまして、あるいは、森林公園もございまして、森林公園については、酪農学園大学と今連携をしておりますし、さらには、そちらの学校からもPRをしていただいております。

今、月浦地区は、大方が農業地域でございますけれども、いわゆるこれをさらに、農業をしっかり守っていくのか、あるいは、今、制度改正になって、これからいろいろ農地の関係も出てきようかと思っておりますけれども、それらのものも含めながら、月浦をより魅力ある地域にして、人々が一人でも多く参加し、住んでいただくような地域にしていかなければならないというふうに思っております。幸い、今、月浦地区には、新規で転入、移転者等々が入ってきていただいております。その方々は、今、一生懸命、月浦地区を盛り上げようということで、いろいろな行事、あるいはいろいろな月浦の催し物に参画していただいております。

す。町が文化財にしております月浦獅子舞につきましても、多くの方が参加して月浦の獅子舞を楽しんで、または盛り上げていただいている部分がございます。そこに、移住者あるいは転入者が一緒になって参加している、そういう地域に、さらにそれが増大するようなものにしていただければ。そのために、ここにサッカー場ができることによって、月浦の方々と交流人口というか、いわゆる宿泊者だとかお弁当屋さんとか、それとはまた違う、月浦地区の交流人口の増加につながればいいなというふうにも思っております。

今、フットボール協会のほうにお願いしているのは、サッカーだけではなくて、いろいろな運動等々も、月浦の方々も参加できるような、月浦の方々と一緒にできるようなものを何か考えてほしいということで要望しているところでございます。

こういうことも月浦の方々と交流の場になればいいなというふうにも思っているところでございまして、町のほうにつきましても、それに力を注いでまいりたいなというふうにも思っております。

さらには、今ご指摘がございましたが、サッカーとしては、土曜、日曜、祭日が主になるのではないかと、それはごもっともでございます。そんな関係から、あいている時間帯については、地域の方々が何か軽スポーツでもできるような、そういう施設にでもなっていればなというふうにも思っております。今、これからいろいろな方とご協議しなければなりませんけれども、管理をしていただく管理者が決まった段階で、どういうふうな軽スポーツができるのかということも視野に入れながら、今、町内ではゲートボールもお年寄りが結構盛んにやっただけでいる部分がございます。これは、冬、体育館を利用したゲートボールでございますが、夏、いわゆる外でそういう施設を利用しながら、体を動かし、健康増進、または福祉の面、あるいは医療費の抑制にもつなげていただければというふうにも思っております。そういうトータルな面で月浦の場所が最適で、財源的にも極力抑えたもので整備をしてまいりたいというのが町の考え方でございます。（発言する者あり）

- 議長（佐々木良一君） 答弁漏れですか。立野議員。
- 6番（立野広志君） 実際にどのくらいの費用がかかって、どうなるのだという話はどのようなのですか。
- 議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。
- 企画防災課長（鈴木清隆君） 前回、全員協議会の中でもお話しさせていただいたと思います。費用に関しましては、一つは、夜間照明を使うことによって、これは稼働時間にもよりますけれども、約200万円を考えております。

あと、人件費に関しましては、その管理の部分で300万円、そして、100万円に関しましては、その他機材等でかかる部分として約600万円ほどかかるのではないかと、今、計上しているところであります。

この部分につきましても、近隣のサッカー場、道の管理等の内容を確認して、その金額を今のところ出しているところであります。

また、収入の部分では、まなびの里サッカー場、こちらは、現在は2万5,832人、平成26

年度では利用者がございます。団体につきましては、利用件数は496件が利用しているところでございます。

期間に関しては、3月から12月という形の利用ではありますけれども、収入としては247万4,000円を見込んでおります。

ただ、町内のスポーツクラブの利用に関しましては、減免をしているところでございまして、実際に減免した後の金額につきましては、150万円程度の収入ということにはなっています。議員がおっしゃる経費と収入という部分では開きはございますけれども、先ほど町長がお話ししたとおり、やはり、この施設を活用して町に人が動くという部分での波及効果は大いにあるかと考えております。

以上です。

- 議長（佐々木良一君） 6番、立野議員。
- 6番（立野広志君） ちょっと抜けているところもありますけれども、今説明いただいたのを聞くと、サッカー場をつくって、年間に大体600万円かかると。人件費から維持費を含めて600万円かかると。そういう中で、では、どのくらいの収入を見込めるかということ、これは学びの里を参考にという話ですが、247万円で、減免すればもっと少なくなるということでしょう。そうすると、減免しなくても、例えば、600万円かかったら、300万円の収入が入っても、300万円足りないわけですよ。300万円足りない上に、さらに、先ほども言いましたけれども、人工芝の張りかえ、サイクルとしては10年に1回ぐらいだという話をしていました。張りかえるのに7,000万円ぐらいかかると。そうすると、年間700万円ぐらい、そのほかに、積み立てられれば、ということは、不足額の300万円と700万円ですから、年間1,000万円ぐらい積み立てていかないと、これはメンテもできないということなのですね。ただ、町長はもう言われましたけれども、これは地域の経済効果が大きいと、月浦地域の振興にも結びつくのだ、だから、そのぐらいの費用負担はやむを得ないということを言いたいのだろうと思うのです。最初から、サッカー場をつくったらこれぐらいの赤字になるのだよということを、少なくとも、行政としては、つくる以上、そういうランニングコストを含めて、どれだけの費用になるのかというのは、ぜひ、やっぱり出さなくてははいけないのですよ。その上で、しかし、それを上回る経済効果があるのです、逆に言えば、経済効果というのは、例えば税収として入りますよと。町に年間1,000万円なら1,000万円が税収として入ってくるから、これをつくることによってトータルで赤字にはなりませんという説明があるならまだ納得できると思いますが、これが間違いなく町の歳入として税収なりに反映できる金額なのかといえ、それは経済効果で出てくる金額や何かというのは、税金を納めるときにはさらにもっと少なくなりますから、そうすると、結局は町が負担をしながらやっていくということになるわけでしょう。

そのことを町民としても納得できるかどうかなのです。月浦の振興の話がありました。この前、私は月浦の説明会に行ってみました。そして、その後に、住民の方に、こういう説明会を何回やっているのですかと聞いたのです。たった1回ですよ。遠藤部長、1回でしょ

う、あの説明会をやったのは。そうですね。資料は回したみたいですが、実際に住民を集めて意見を聞いて、それに答えるなどという説明は1回なのです。町長は何回かやったような話をしていますけれども、していないですよ。住民の人も、中には学校の先生も来られていた。学校の施設の一部を使うということで、学校の施設と言ったらちょっと語弊はありますけれども、交流センターというかね。でも、学校としても、奥には体育館もあるし、いろいろなかわりが当然あるわけです。学校としても、きちんとした説明を聞いたことがなかったので説明会に来たと言っていましたよ。

結局、計画を立てて、3月にこうやって出していながら、地域の人たちに、ずっと後になってからですよ、議会もそうですけれども。そして、1カ月足らずのうちに中身を検討して決めてくださいと、これは私は拙速だと思います。少なくとも、来年の申請には間に合わないと言うかもしれませんが、しっかりとしたものをつくろうと思ったら、あるいは、地域としてつくった以上、それを本当に地域のものとして大いに振興していく、活用していくということを考えたときに、その辺の住民への説明や議論を省いてしまったらだめなのです。僕は、その点が問題だと思うのです。非常に拙速だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、いわゆる住民説明会が拙速だというふうなお話ですが、私どもは、何回か、地域の方に出向いてお話をさせてもらっているつもりですし、そして、地域の代表になる方々から、地域の方にも話を通してほしいということは何回もお願いしているところでございまして、この間も説明会を、第1回目になるかもしれませんが、説明をさせていただいて、私は、多くの地域住民の方は賛同しているという報告を受けておりますので、それでいいだろうというふうな結論を出したわけでございます。これが1点でございます。

先ほど来から、財源問題も出てまいっております。確かに、1足す1は2になる、または2足す2は4になるということでございますけれども、今、では、1,000万円積むのにはどうなのだという論議もありましたけれども、いわゆる収入がこれしかないのだ、それをどういうふうに積み立てて今後の維持管理経費に充てるのだというお話もありました。ルール計算では、地方交付税、私どもの町は地方税あるいは使用料収入、いろいろな収入がありますが、地方交付税、普通交付税については、これはルール計算でございまして、議員もご承知のとおりでございます。ところが、特別交付税については、ルール外の計算でございまして、正直に言います、私どもの町は、類似団体の市町村と比べて、北海道から、今、特別交付税を多くいただいている団体でもございます。言うなれば、これはもう政治問題というか、いわゆる事務レベルの問題ではなくて、ある意味、政治的に解決していかなければならない問題部分もあるかなと思います。それらのものを、町民福祉、あるいは町民の生活環境向上に役立てるようなことをやっていく、これが首長の責務かなと思っておりますので、その方面については、今後もしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐々木良一君） そのほかに質疑ございませんか。

8番、沼田議員。

○8番（沼田松夫君） 私は、立野議員がおっしゃるところもよくわかるのです。全体像が全く見えていないと言ったら申しわけのですが、余りよくわからない中で、なし崩しでまず整備するために校舎を壊すというような形で動いているようにしか見えないのですよね。そういう中で、もう少し早く全体像を示すべきだと私も思います。

そういう中で、実は、スポーツ施設を考えるとときにはテニスは絶対に考えてはいけないと言われた記憶がございますが、一緒に来る生徒ばかりではなしに、子どもや学生、高校生、中学生ばかりでなくて、小学生ばかりではなくて、一緒に来てくれるお客さんがそこそこ経済効果をつくってくれるのだというふうに私は思っております。そういう中で欠落しているなと思っているのは、例えば、網走とか北見とかあちらのほうに、あの夏の暑いところへ行って、大学生だとか社会人がキャンプを張るのですね。そういうことからいくと、こっちはずっと涼しいし、暑い暑いといっても、こっちはいいよと言われる状況でございますし、まだ現在は夏休みですよね、向こうは。ですから、土・日に限らず、向こうの夏休みをどう使ってこっちへ結びつけるか。そして、今度は新幹線も来るわけです。

そうすると、バンに乗って、朝にはこっちに着いて、今の電車でも7時間で東京とは行き来できるはずですから、そうすると、飛行機に乗って網走へ飛ぶよりはこっちのほうがずっと有利になるはずです。

そういう中で、大学生とか社会人とか、もちろん高校生、中学生ももちろんいいのですが、向こうから取り込もうという姿勢が私は見えていないというふうに思うのです。地元、北海道の人の交流というものも大事かもしれませんが、やはり、僕は、中央から出てくる交流人口が大事になる、鍵になるだろうというふうに思っておりますので、その辺の取り組み方をぜひ早くやっていただきたい、そのように思っています。どういう考えがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） これに類したスポーツ施設といいですか、これは単に私どもの町、私どもの地域だけの問題ではなく、私は、これは西胆振全体の問題として取り組んでいくべき問題だというふうに理解しております。そのための連携もやはりしていかなければならないなど。近隣では、さきに類似した施設をつくっていただきました。私どもの町の子どもたちもそこに参加をさせていただいているというお話も聞いておりますが、私どもの地域でもつくることによって、この地域にこういう類似した施設が何カ所かできることによって、今おっしゃられる新幹線が来る、それらの道内の利用者だけではなくて、道外の利用者も何とか呼べる施設に将来的には、今すぐではなくても、将来的にはできるような、または誘致活動はやっていかなければならないなというふうにも思っております。

特に今、胆振管内だけではなくて、これから通るであろう後志、特にニセコ比羅夫、こちらのほうともしっかりした連携をとりながら、洞爺湖に来たら、洞爺湖周辺では、湖があっ

て、こういう施設もあるのですよということを強くアピールできる場にもしていきたいなというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 8番、沼田議員。

○8番（沼田松夫君） ありがとうございます。

そういう中で、私は言うのを忘れてしまいましたけれども、大学とか社会人の場合は合宿をするのですね。そういうときに、洞爺村にある旧病院施設などが合宿の施設にならないとか、高校の寮も要らなくなるはずですから、そういうものも同時に活用できるような、合宿ができる施設を考えたらどうかと思っております。

町長はどこまで考えておっしゃられているのかわかりませんが、近隣との連携ということでございますけれども、実は、室蘭の入江サッカー場は、実は近隣の施設には入らないのです。どういうことかという、地理的には近隣ですけど、子どもが、例えば大きな大会、そこそこの大会で洞爺湖を中心にしてやるとして、外郭の施設として室蘭の入江サッカー場が使えるかという、実はだめなのだそうです。それは、体がほてって、サッカーでも何でもいいのですが、がんがんやって、試合が終わってクールダウンして、それから1時間近くかけて出かけたら、もう運動できる体にはなっていないのだそうです。壊れるのだそうです。ですから、できれば、虻田、洞爺湖町を中心にして、最低30以内だよと。そうでないと子どもの体に影響が出る、運動する体でなくなってしまうからだめなのだと。だから、室蘭は考えないほうがいいという人が実はいるのです。

そういうことで、私の希望としては、ぜひこれがうまくいって、そこそこの経済効果を生むことによって、もう一面ぐらいつくるのがいいのではないかというふうに私自身は思っておりますから、ぜひ、きちんとした計画を出して進めていただきたいということをご要望して終わります。

○議長（佐々木良一君） ほかに質問、質疑ございませんか。

10番、七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 1点だけお伺いしておきたいと思います。

それは、きょうの町長の行政報告にもあったわけで、この施設というのは、観光を中心としたものという形でこれからも進んでいくし、今までもそうだったと思うのです。ただ、町民の方々の中の一部なのですけれども、この話を一番先にしたときには、やっぱり出てくるのは、この町はそれほどサッカーが盛んなのかという話なのです。例えば、私たちが近隣の町を見て、黒松内町を見たときに、あれだけ大きな野球場があって、そうすると、黒松内のイメージとしては、相当野球が盛んな町なのだろうというイメージも持つというのもやむを得ないことなのかなと思います。

この町も、せっかくこれだけの施設ができるのですから、一義的には観光ということを訴えながらも、やはり、地元子どもたちは、現状、余りサッカーの活動は盛んではないような気がします。今までどおりではなく、その延長戦上にあるのではなく、しっかりサッカーの部分というものも教育的に盛んにしていくという努力をしていただきたいと。

それから、社会教育においても、やはり、これだけの施設をつくるとなれば、ある程度、一般の人もサッカーができるような団体をつくっていくのをサポートするとか、最大限の努力をしていただきと思うのですけれども、そのところはいかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 綱嶋教育長。

○教育長（綱嶋 勉君） 町内的なサッカー場整備後の利用、あるいはサッカーの町内的な活動状況というお話でございます。ご承知のように、今、少年団あるいは中学校の部活動としてサッカー競技をされているところが町内的にございます。当然、人工芝のサッカー場が整備されたら、町内的にも、それらの少年団なり部活動の中で、先ほどもお話が出ていますように、夏休み中は別にしまして、平日は町外の方の活用というのは、今の見込みでは少ない状況でございますので、町内的に整備後のサッカー場利用、あるいは、サッカーの普及促進に社会教育としても努力をしたいというふうに思っております。

○議長（佐々木良一君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

6番、立野議員。

○6番（立野広志君） 今回、一般会計の補正ということで、直接的にはサッカー場の整備に、本体工事にかかる費用というのは、測量等の費用ぐらいしかないのかもしれませんが、ただ、今回提案されている整備計画、補正予算を認めるということは、サッカー場の建設に議会としてもゴーサインを出すということになるわけでありまして、私は、そういう点で言うと、まだ十分検討し切れていないと。特に、さまざまな点で、願望とか、思いはわかります。でも、それを裏づけるしっかりとしたものがない。よくほかの町村でも一ころ問題となっていた、箱物をつくるけれども、それが十分利活用されずに、赤字施設となって大変な負担になっているというようなことがよくあるわけですね。今回のサッカー場整備にしても、今、質疑の中でも明らかになりましたけれども、使用料だけでは賄えないということがはっきりしてきました。その分、どういう形でそれを補填していくのか、当然、これは町として見ざるを得ないのしょうけれども、使用料だけで負担できないことが当初からわかっていながら、これをつくるだけの今の目的があるのかということを考えますと、利用者の見込みや経済効果として出している額についても、実は、明確な根拠、あるいは、試算のしっかりとした裏づけもされていないというふうに私は思います。

観光振興や経済活性化と称して、実質的にはこの恩恵を受けるのは宿泊施設や仕出し業者などの事業者となるわけですが、施設建設や管理運営の不足額はそのため町が負担すると。言いかえれば、恩恵の薄い町民がこの後の赤字を負担するということになるわけですね。ですから、社会保障や教育の事業と違って、経済活動においては、受益者負担とか負担の公平というのが原則になっているわけです。その原則が守られていないのではないかと。もし、これをこういう形で建設するのであれば、例えば建設費用あるいは運営費用の一部の受

益を受ける事業者などからも負担していただくような、そういう新たな整備計画を私は考えるべきだと思いますし、そういう意味での検討の時期も足りないというふうに私は思います。

そういった点では、今回提案されていることに対しては反対いたします。

○議長（佐々木良一君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

10番、七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） この議案に対して、賛成の立場からの討論をさせていただきます。

実は、今、洞爺湖温泉の観光の現状というのをこの1年とか2年とかの短いスパンで見ますと、決して悪いような状態にはない、そのように思います。海外からの宿泊のお客さん方が来て、相当、満館とまでいなくても、その宿泊率は相当上がっているように思います。ただ、観光というのは、必ず波があって、次のことを考えておかなければならないと思います。

スポーツ観光という言葉が2年ほど前から行政を通じて言われるようになりました。洞爺湖町は、ほかの町では、スポーツ施設だけをつくることもできるかと思います。あるいは、観光の施設だけをつくる場所もあるかもしれません。ただ、スポーツ観光というスポーツを中心とした観光にある意味で一部シフトしていくという、この状態をつくっていくということは、前向きに考えれば、私は正しいことなのではないかと思います。ただ、先ほど反対の討論をされた方から出ていますように、数字の面で折り合いがつかない、そういう面は確かにあるかと思いますけれども、それは、特別委員会ができたときも同じなのです、実は。そのころから、入場料と使用料と維持費とのバランスがとれないというのは、当時からわかっていたことではあります。ただ、これが洞爺湖温泉を中心とした観光、あるいは、携わる業者の方に大きな光となって、いい影響を与えるということはまず間違いないと私は思っています。どれくらいのところかわからないのですけれども、これだけ将来のために何かをしていく、ほかの観光地と差別化をしたことを取り入れていく、このことは、まさに洞爺湖温泉の観光、それから、それを取り巻く事業者にしても、必ずいい方向に向かうのであらうと思っております。

ちょっと取りとめのない話をしましたけれども、そういう将来への投資ということで考えると、私は、この提案について賛成するのは議員として正解ではないか、そのように考えて、討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（佐々木良一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第11号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

まず、原案に賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

- 議長（佐々木良一君） 賛成多数でございます。
したがって、本件は原案のとおり決定いたしました。
-

散会の宣告

- 議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。
あすから９月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。
本日は、これをもって散会いたします。

（午前１１時２１分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 2 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員